

墨田区立図書館電算システムの更新業務委託に係る評価基準書

墨田区における図書館電算システムの更新にあたり、システム構築、運用及び保守等を含めたシステム利用サービスを提供できる交渉対象事業者（以下「事業者」という。）を選定するための基準については、次のとおりとする。

1 得点配分

見積価格及び技術等に対する総合評価の得点配分は、次のとおりとする。

$$\text{総合評価点 (2,000 点満点)} = \text{価格点 (300 点満点)} + \text{技術点 (1,700 点満点)}$$

2 見積価格の審査方法

価格点は、見積価格を予定価格で除して得た値を1で除して得た値に見積価格に対する得点配分を乗じて得た値（上限を300点）とする。

$$\text{価格点} = 1 \div (\text{見積価格} \div \text{予定価格}) \times 300 \text{ 点}$$

*ただし、見積価格が著しく低額であると認められる場合は、別途事業者に対し、見積価格の算定方法等について、説明及び資料提出等を求めるものとする。

3 技術等の審査方法

(1) 審査項目及び審査基準

墨田区立図書館電算システム更新に係る提案要求仕様書及び提案依頼書（以下「仕様書等」という。）に定義された要求要件を満たしているか否かを、別添の「墨田区立図書館電算システムの更新 審査項目及び審査基準」（以下「審査項目一覧」という。）に基づき審査する。

なお、提案内容は文書による意思表示にとどまらず、根拠、実現方式等が明瞭に記載されていること。

(2) 評価方法

ア 上記「3 (1) 審査項目」において、◎：必須としている項目のうち、一つでも満たしていない項目がある場合は、「不合格」とする。

イ 不合格ではない者について、上記「3 (1) 審査基準」の評価に応じて、「4 採点基準」により加点する。

ウ 各項目に対する加点を合計した値を技術点とする。

エ なお、仕様書等及び審査項目一覧に記載されていない要件については評価の対象としない。また、仕様書等及び審査項目一覧に記載されている要件であっても、本調達の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは、評価の対象としないことがある。